

様

新居浜市監査委員 亀 井 利 行
新居浜市監査委員 福 田 幹 大
新居浜市監査委員 小 野 辰 夫

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 8 年 1 月 7 日から同年 2 月 25 日までの間、新居浜市監査基準に準拠して実施した定期監査について、同条第 9 項に規定する監査結果に関する報告並びに同条第 14 項に規定する措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

1 監査の対象及び期間

令和 6 年度に実施した事務事業全般の歳入歳出予算の執行及び関連ある事項について、次のとおりの監査期間をもって監査を実施した。

監査対象部局	監査期間
経済部	令和 8 年 1 月 7 日から同年 2 月 2 日まで
総務部・出納室	令和 8 年 2 月 2 日から同月 25 日まで

2 監査を実施した監査委員

鴻 上 浩 宣・福 田 幹 大・小 野 辰 夫
〔 鴻 上 浩 宣 令和 8 年 3 月 31 日付け退任 〕
〔 亀 井 利 行 令和 8 年 4 月 1 日付け就任 〕

3 監査等の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令等に基づき正確に処理されているか、効率的かつ効果的（最少の経費で最大の効果）に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の実施内容

関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、前年度の指摘事項等が適正に改善されているかに留意して監査を実施した。

5 監査の結果

令和 6 年度に実施した事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。今後においても、更に適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、住民福祉の増進のため努力をされたい。

なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答は、次のとおりである。

経 済 部

1 経済部の主な事務事業

(1) 産業振興課

- ア 商業及び工業等の振興に関すること。
- イ 企業に対する融資及びあっせんに関すること。
- ウ 商業振興施設に関すること。
- エ 発明、特許及び考案に関すること。
- オ 企業用地の造成及び企業誘致に関すること。
- カ 労働雇用に関すること。
- キ 勤労者福祉に関すること。

(2) 観光物産課

- ア 観光資源の調査及び開発に関すること。
- イ 観光施設の整備及び管理に関すること。
- ウ 観光物産情報の発信に関すること。
- エ 鉱泉管理及び給湯に関すること。
- オ 物産の普及及び開発に関すること。
- カ 観光交流施設及び東平記念館に関すること。
- キ 森林公園ゆらぎの森に関すること。
- ク ふるさと納税に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 地域交通課

- ア 地域公共交通に関すること。
- イ 渡海船事業に関すること。

(4) 農林水産課

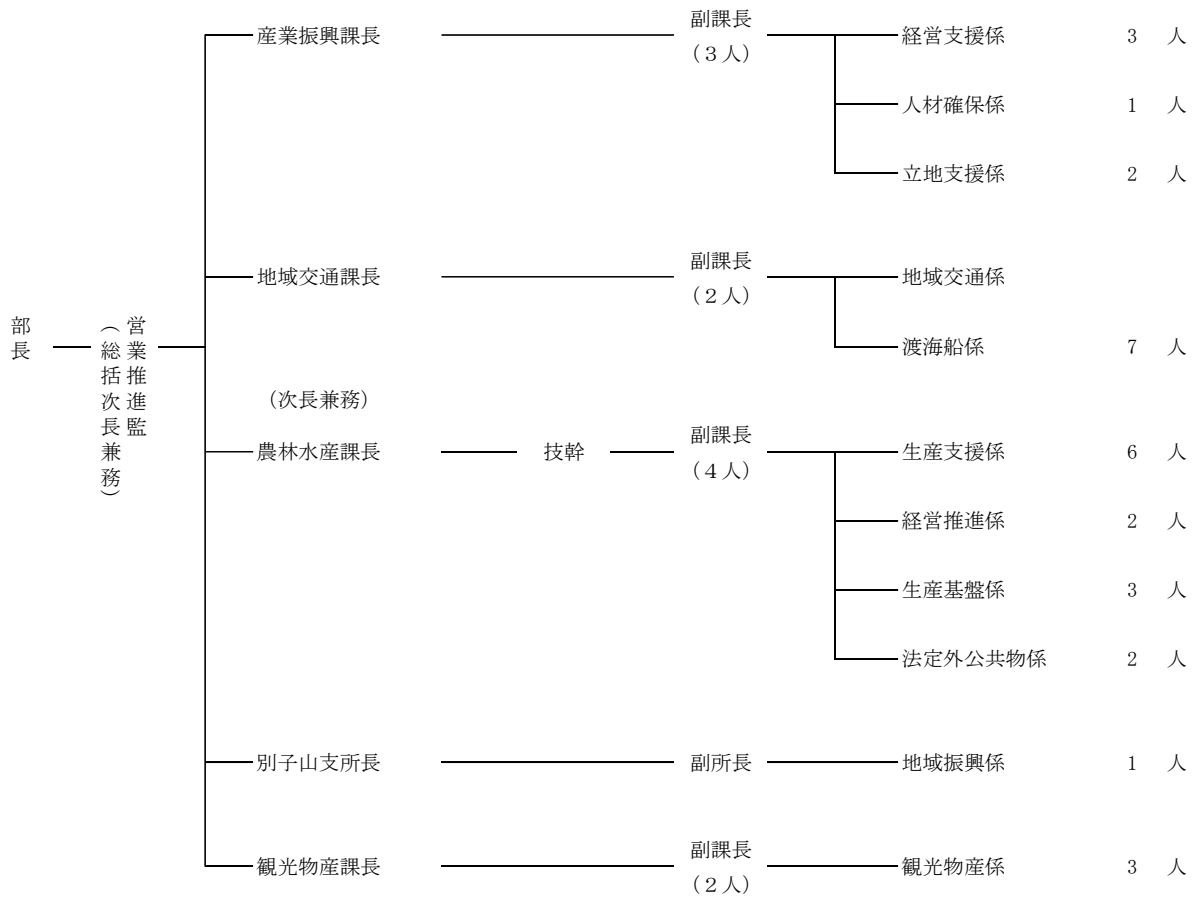
- ア 農業、林業、漁業の振興に関すること。
- イ 農業、林業、漁業の基盤整備に関すること。
- ウ 農業振興地域に関すること。
- エ 農業経営基盤強化促進に関すること。
- オ 農業委員会の委員の選任に関すること。
- カ 土地改良事業に関すること。
- キ 土地改良区に関すること。
- ク 鳥獣の捕獲及び鳥獣飼養等の許可に関すること。
- ケ 自然農園に関すること。
- コ 森林法(昭和26年法律第249号)に関すること。
- サ 森林経営管理法(平成30年法律第35号)に関すること。
- シ 市民の森に関すること。
- ス 別子木材センターに関すること。
- セ 公有水面埋立(市管理漁港区域に限る。)に関すること。
- ソ 国有財産法(昭和23年法律第73号)に係る県知事からの委任に関すること(市管理漁港区域に限る。)

タ 法定外公共物の管理に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(5) 別子山支所

- ア 庁舎及び庁舎敷地の維持管理
- イ 市税、国民健康保険料、使用料、手数料その他の収入金の収納事務
- ウ 戸籍の届書の受付並びに住民基本台帳及び印鑑に関する諸届の受理
- エ 住民票の写し、戸籍に関する証明、印鑑証明等諸証明の発行
- オ 水道に関する事項
- カ 地域振興に関する事項
- キ 市道、林道及び交通安全施設の維持補修
- ク 別子山地域バスの運行に関する事項
- ケ 甌穴遊歩道の維持管理

2 職員の配置状況 50人（令和7年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



3 令和6年度に実施した主な事業

(1) 企業立地促進対策費

産業振興と雇用の促進を図り、地域経済の発展に資することを目的に、本市に新設、移転等を行った企業に対し企業立地促進奨励金等の奨励措置を講じる。このことにより、高付加価値型、先端技術型への移行を促進するなど、本市産業の活性化と多様化及び雇用の拡大に寄与した。

<事業費> 619,859,450円
(愛媛県地域産業活性化協議会負担金 82,450円を含む。)

奨励金一覧

(単位：千円)

種別	件数	補助金額	種別	件数	補助金額
企業立地促進奨励金	16	242,334	用地取得奨励金	6	49,612
新規事業奨励金	1	3,714	繰越分	2	200,000
成長分野促進奨励金	4	85,011			
市内企業活用奨励金	9	25,856			
雇用促進奨励金	6	13,250	合計	44	619,777

(2) 中小企業金融対策費

市内中小企業の育成振興を図るため、金融機関等に対する預託による融資制度を設けており、中小企業振興資金特別融資（長期）においては、運転資金・設備資金を、中小企業振興資金特別融資（季節）及び中小企業緊急経営資金融資においては、運転資金を低利で融資し、経営の安定等を図り、中小企業設備近代化資金融資においては、合理化と設備の近代化、ベンチャー企業の育成を図った。

これらの各融資制度により、中小企業の資金需要に応えると共に、中小企業の経営の安定、活力ある成長発展に寄与した。

<事業費> 486,903,672円

(3) デマンドタクシー運行事業費

高齢者や障がい者などの交通弱者のための市内公共交通体系を確保するため、デマンド型乗り合いタクシーの運行を実施した。対象地域は、川東地区、上部地区（別子山地区を除く）及び川西地区とし、月～金曜日まで1日8便、土曜日は1日1～5便（川西地区は1～4便）を運行した。令和6年度の利用人数は18,781人、運行台数は10,613台であった。

参考：登録者数2,622世帯、3,462人（R7.3末現在）

<市事業費> 28,907,681円
(新居浜市地域公共交通活性化協議会負担金)

(4) 市単独土地改良事業

県単独土地改良事業において採択されない事業及び受益面積5ha未満の農地を対象とし、農道及びかんがい排水施設等の農業用施設の基盤整備を進めることにより、営農労力の節減、農業経営の合理化、効率的な用水利用が図られた。さらに公益的側面として、生活道路としての交通の利便性向上、雨水排除による自然災害の防止効果等、効果が得られた。

<事業費> 69,238,320円

整備箇所数 34箇所（水路改修等：24箇所、揚水機改修：1箇所、その他（農道等）9箇所）

(5) 別子山地区森林整備事業

銅山川北側に位置する市有林約1,000haについて、路網整備や搬出間伐等の森林施業を実施することで、適切に森林を管理し、自然環境保全、水源涵養等の森林機能の発揮を図った。

(森林整備面積 9.97ha、基幹林道開設 100m 森林作業道開設 2,616m)

<市事業費> 57,094,210円

(6) 別子山地域バス運行費

別子山地区と市街地とを結ぶ公共交通機関である別子山地域バスの定期運行を実施した。令和6年度は1日3往復、6便運行し、主に別子山地域の高齢者、学生(小学生、高校生)及び市内から別子中学校へ通う生徒の通学・通院・買い物などに利用されており、延べ利用者数は3,503人であった。

<事業費> 22,187,244円

(7) マイントピア別子端出場整備事業

新居浜市の主要観光施設「マイントピア別子」において、老朽化した施設の修繕及び改修工事を実施することにより、観光客の利便性・安全性の向上を図るとともに、魅力ある観光地づくりを推進し、来場者の増加、地域経済の発展に寄与することができた。

<事業費> 39,634,331円

4 使用料、手数料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
喜光地イベント広場使用料	21,580	21,580	0
ゆらぎの森敷地使用料	7,001	7,001	0
渡海船輸送収入	12,564,020	12,564,020	0
漁港施設占用料	56,390	56,390	0
自動販売機設置使用料(漁港施設)	53,500	53,500	0
管理道路占用料	3,080	3,080	0
自動販売機設置使用料(市民の森)	71,784	71,784	0
水道使用料(別子山)	1,201,200	1,201,200	0
地域バス乗客収入(別子山)	1,128,000	1,128,000	0

5 指摘事項及び回答内容（回答は令和8年3月5日付け）

（1）観光推進体制と産業遺産群について

観光推進体制と産業遺産群に係る指摘を数年来行ってきたが、未だ有効な取組が見えてこないように思われる。改めて、観光推進体制の充実強化と産業遺産群の効果的活用に向けて、誘客促進と観光消費の拡大に係る具体的な数値目標と明確な達成時期を設定の上、行政と関係団体の更なる連携強化と人的・物的資源の重点投資、産業遺産群ストーリーのブランディングとツアー造成など、成果を重視した戦略的取組を展開されたい。

（観光物産課）

<回答>

社会のニーズが目まぐるしく変わる中で、効果的、現実的な活用の手法を見いだせていませんが、各施策が後手に回らないよう、観光施設連絡会をはじめとした、関係団体との連携強化や意見交換を引き続き行っていくとともに、数値目標及びそれを達成するために実施すべき事業については、令和9年度に行われる観光振興計画の見直しに向けて総合的に精査してまいります。

（2）ふるさと応援寄附金について

ふるさと応援寄附金は重要な財源であるが、令和6年度は前年実績を下回るとともに予算に比べ大きく減少している。当市は近隣自治体と比較しても少なく、今後の増加に向けて、プロジェクトによる中期計画等の作成（目標値の設定、実施体制と分担、目標達成に向けた具体策や工程外）などにより、庁内関連部所と問題意識を共有の上、連携して精力的に取り組むことを検討されたい。また、寄附者へのアンケート調査の実施などにより、満足度やニーズを把握、分析することなども併せて検討されたい。

（観光物産課）

<回答>

令和8年度から、全国的に中間支援業務を展開している事業者へ業務委託し、事業者と連携して返礼品の開拓、サイト運用、広報・販促の強化に取り組み、寄附額の増加を図ってまいります。また、寄附者へのアンケートは既に実施していることから、その結果の分析及び活用方法についても新たな委託事業者と協議し、改善に反映してまいります。あわせて、庁内関係課とも連携を図ってまいります。

（3）渡海船事業について

渡海船事業は人口減少等で輸送収入の大幅な増加は見込めず、国、県補助金充当後の不足額を一般会計から繰り入れる厳しい経営環境にある。大島住民の生活航路として維持する必要があるが、修繕費や燃料費の高騰に加え、船員確保も更に困難となることが予測される。今般、老朽化が進む「くろしま」の代替船建造を計画しており、これを契機に「おおしま7」の小型船舶化リプレイスの検討等、効率性、有効性を重視した抜本的経営改革に取り組まされたい。

（地域交通課）

<回答>

渡海船事業の経営改善につきましては、安定的な輸送サービスの確保と経営改善を図ることを目的として設置する航路改善協議会において協議し、「くろしま」代替船の就航までに効率性、有効性を重視した経営改革への取り組みを実施してまいります。

総務部

1 総務部の主な事務事業

(1) 総務課

- ア 告示及び公告に関すること。
- イ 公印の管守に関すること。
- ウ 文書の管理並びに收受、配布及び発送に関すること。
- エ 議案の作成及び配布に関すること。
- オ 条例、規則等の審査及び制定に関すること。
- カ 訴訟、不服申立て及び直接請求の処理に関すること。
- キ 情報公開の総合調整に関すること。
- ク 個人情報保護の総合調整に関すること。
- ケ 事務管理及び改善に関すること。
- コ 公平委員会の庶務に関すること。
- サ 固定資産評価審査委員会の庶務に関すること。

(2) 人事課

- ア 職員の任免、分限及び賞罰に関すること。
- イ 職員の人事及び給与に関すること。
- ウ 職員の共済組合等に関すること。
- エ 職員の福利厚生に関すること。
- オ 委員会等の委員等の任免に関すること（市議会の同意を要するものに限る。）。
- カ 職員団体に関すること。
- キ 職員の定数及び定員の管理に関すること。
- ク 公務災害、労働安全及び衛生管理に関すること。
- ケ 職員研修の企画立案及び実施に関すること。
- コ 職員の健康推進に関すること。
- サ 行政組織に関すること。

(3) 契約課

- ア 入札（見積）参加業者の登録に関すること。
- イ 工事請負契約等に関すること。
- ウ 業務委託契約等に関すること。
- エ 物品の購入及び修理等の契約に関すること。
- オ 不用物品の処分に関すること。
- カ 工事の技術管理、施工管理及び検査に関すること。

(4) 管財課

- ア 市有財産の総括管理及び総合調整に関すること。
- イ 市有財産（用地を除く。）の取得及び登記に関すること。
- ウ 借地に関すること。
- エ 普通財産の管理、貸付け及び処分に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

- オ 財産整理に関すること。
- カ 庁舎及び庁舎敷地の管理に関すること。
- キ 庁内の案内に関すること。
- ク 庁内の警備及び宿日直に関すること。
- ケ 庁用自動車の管理に関すること。

(5) 課税課

- ア 市民税（個人及び法人）及び県民税（個人）の賦課に関すること。
- イ 軽自動車税の賦課に関すること。
- ウ 市たばこ税、入湯税その他諸税の賦課等に関すること。
- エ 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- オ 特別土地保有税の賦課に関すること。
- カ 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- キ 市民税の諸証明に関すること。
- ク 課税台帳等の閲覧及び縦覧並びに固定資産税の諸証明に関すること。

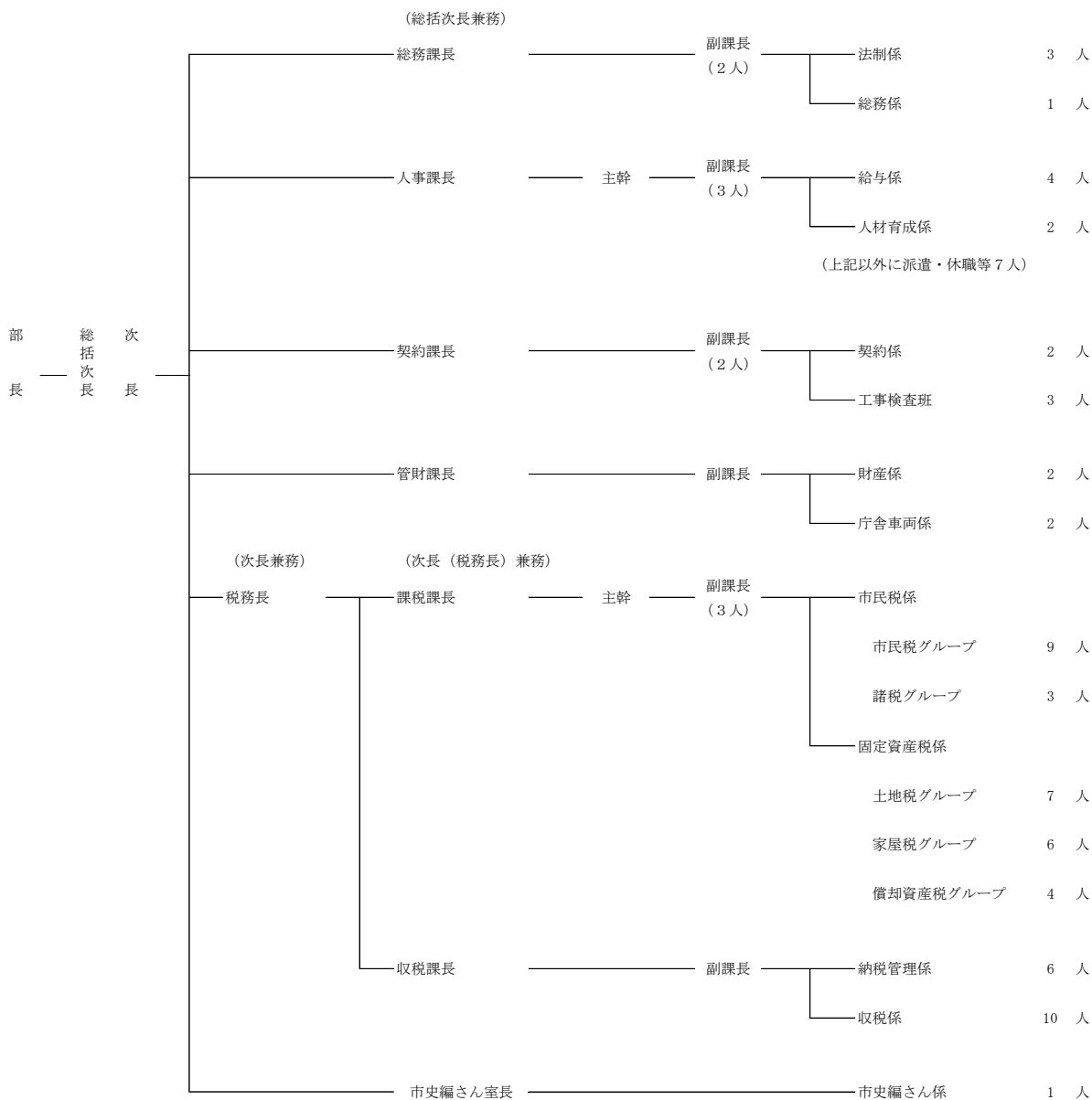
(6) 収税課

- ア 市税の徴収に関すること。
- イ 納税貯蓄組合に関すること。
- ウ 口座振替に関すること。
- エ 市税の還付及び充当に関すること。
- オ 市税の徴収嘱託及び受託に関すること。
- カ 納税証明に関すること。
- キ 債権の管理及び回収に係る総括に関すること。
- ク 未収債権の回収及び整理に係る助言に関すること。

(7) 市史編さん室

- ア 市史編さんに関すること。

2 職員の配置状況 94人（令和7年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



3 職員定数と実人員の状況（令和7年4月1日現在）

（単位：人）

部 局 の 別	定 数	実 数	過不足	会計年度 任用職員
議会の事務部局	10	8	△2	0
市長の事務部局	651	602	△49	287
消防長の事務部局	164	153	△11	1
教育委員会の事務部局	73	61	△12	507
選挙管理委員会の事務部局	4	3	△1	0
監査委員の事務部局	3	3	0	1
農業委員会の事務部局	7	5	△2	0
上下水道局	68	58	△10	5
派遣職員	6	2	△4	0
計	986	895	△91	801

4 職員の任用及び退職の状況（令和6年度）

（単位：人）

任 用	退 職						
	定 年	早 期	自己都合		死 亡	そ の 他	計
			60歳到達	その他			
36	14	8	7	17	0	1	47

注 再任用、国との人事交流職員（割愛）、学校指導主幹の異動等は含まない。

5 工事請負契約の状況（令和6年度）

契約方法	件数（件）	金額（千円）	平均落札率 （%）
一般競争入札	3	770,805	89.26
事後審査型一般競争入札	63	3,234,081	96.58
指名競争入札	159	1,271,567	95.10
随意契約	24	2,385,125	97.34
計	287	7,661,578	96.01

注 上下水道局及び港務局分を含む。

6 物品購入契約の状況（令和6年度）

件数（件）	金額（円）
2,504	483,125,587

注 単価契約は含まない。

7 市税の徴収状況

（1）税目別徴収状況（令和6年度）

（単位：円）

税目	調定額	収入済額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額	徴収率（%）
市民税	7,422,162,620	7,371,515,103	5,428,759	347,122	45,565,880	99.32
固定資産税	10,127,581,888	10,014,721,976	23,225,337	7,216	89,641,791	98.89
国有資産等所在市交付金	10,861,600	10,861,600	0	0	0	100
軽自動車税	479,797,326	464,683,220	1,899,632	0	13,214,474	96.85
市たばこ税	843,168,362	843,168,362	0	0	0	100
都市計画税	1,241,399,851	1,227,497,552	2,864,809	884	11,038,374	98.88
入湯税	491,100	491,100	0	0	0	100
計	20,125,492,747	19,932,938,913	33,418,537	355,222	159,460,519	99.04

（2）徴収率等の推移（令和2年度～令和6年度）

（単位：千円）

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現年度	調定額	19,405,996	19,411,972	19,732,125	20,609,426	19,969,344
	割合（%）	98.33	98.31	99.06	99.20	99.22
滞線分	調定額	330,307	334,438	187,057	166,304	156,118
	割合（%）	1.67	1.69	0.94	0.80	0.78
全体徴収率		97.95	98.77	98.96	98.96	99.04

（3）差押え件数の推移（令和2年度～令和6年度）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
差押え件数（件）	713	644	608	609	622

▼徴収率向上の具体策として次の事項を強化・推進した。

- ① 換価価値の高い資産の差押え
- ② 自動車インターネット公売の実施
- ③ 不動産及び軽自動車等動産の公売を見据えた差押え
- ④ 相続財産清算人選任による滞納整理

8 令和6年度に実施した主な事業

(1) 市史編さん事業

令和4年度に見直した市史刊行計画に基づき、各時代の市史資料収集や必要な調査を進めた。令和6年度は、古代・中世、近世、近代・現代及び太鼓台各分野の資料の調査、収集等を実施し、市史の刊行に向けた編さん作業を進めた。また、歴史講演会の開催、市役所及び図書館でのロビー展を実施し、郷土の歴史への理解を深めた。

＜事業費＞13,794,312円

9 指摘事項及び回答内容（回答は令和8年3月27日付け）

(1) 人事院勧告準拠の人事評価と給与への反映について

令和6年度人事院勧告で、特に成績優秀者に対する勤勉手当の成績率が引き上げられたが、本市では成績率引上げの見直しが行われていない。また、いわゆる「S評価」勤勉手当の支給実績も非常に少ない。優秀な人材の確保と引き止めには、職責や能力・実績等を反映した処遇は必須と考える。人事院勧告に準拠した処遇改善について、早期に取り組みたい。

(人事課)

<回答>

勤勉手当は、支給総枠が定められており、勤勉手当の成績率に関し、国家公務員に準じて、勤務成績が特に優秀な職員の成績率を引き上げるということは、一方で勤務成績が良好な職員も含む下位の成績率を引き下げる必要が生じるため、その対応は慎重に行う必要があると考えております。

しかしながら、優秀な人材を確保し、職員の意欲を向上させるためには、能力や成果に応じたメリハリのある処遇が重要であることは認識しており、今後、すべての職員に納得感のある客観的基準等の構築を含めて令和8年度中に検討を重ねてまいります。

(2) 人事関係手続のデジタル化促進について

人事関係手続については、庶務事務システムの導入によりデジタル化が進められているが、未だ時間外勤務等命令書、旅行命令書など紙ベースのものが残っていることから、業務処理の効率化と確実化の観点から更なるデジタル化を促進されたい。

職員からの申請内容の電子入力により、承認から完了まで一貫して業務処理の効率性が向上するとともに、時間外勤務システムへの入力誤りによる誤払い等が排除されるなど確実性も向上する。

(人事課)

<回答>

人事関係手続のデジタル化については、ご指摘のとおり、部分的に紙ベースのものが残っている状況となっております。

庶務事務システムの活用については、システムが導入されていない部署もあり、統一的な運用を現時点では行っておりませんが、今後、実施が可能かどうか、検討してまいります。

また、旅行命令等、紙ベースで残るその他の手続についても、デジタル化を妨げる要因の分析を行うとともに、システム改修等に係る費用対効果を含めて令和8年度から検討してまいります。

(3) 工事設計書情報公開の改善について

情報公開請求のうち、工事設計書に係る公開請求が全体件数の半数近くに及んでいるが、一定期間経過後の工事設計書は全部公開決定とするのが通例と思われる。先進自治体では、公開可能な工事設計書は情報公開請求手続を要しない情報提供による手法を採用し、請求者と公共団体双方の事務の効率化に資する事例も散見される。公金収納手数料の有料化も進む中、費用対効果も勘案の上、契約担当課と連携し、早期に工事設計書の情報提供について制度設計を進められたい。

(総務課)

<回答>

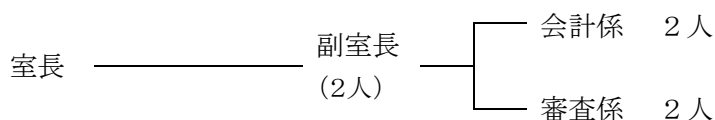
工事設計書に係る情報公開請求につきましては、公開請求に係る担当課の業務負担が大きく、費用対効果も低いことから、契約課等と連携し、先進地の事例等も参考にするとともに、令和8年度中に情報提供への切り替えが行えるよう制度設計を進めてまいります。

出 納 室

1 出納室の主な事務事業

- (1) 現金、有価証券、物品の出納及び保管に関すること。
- (2) 現金及び財産の記録管理に関すること。
- (3) 支出命令の審査及び支出負担行為の確認に関すること。
- (4) 決算の調製に関すること。
- (5) 出納員及び会計職員に関すること。
- (6) 小切手の振出しに関すること。
- (7) 資金計画に関すること。
- (8) 指定金融機関等に関すること。

2 職員の配置状況 7人（令和7年4月1日現在）



3 令和6年度に実施した主な事業

(1) 備品の適正管理

適正な備品管理の徹底及びチェック体制の整備とけん制機能の強化を図るため、備品台帳と現物との照合と保管状況の確認をするため現地調査を実施した。

会計管理者による現地検査と指導、また検査後に担当課の対応状況を確認することで、チェック体制の強化及び適正な台帳整備と物品管理の徹底が図られた。

(実施課所) 学校教育課、道路課、こども未来課

(2) 適正な公金収納管理の推進

公金の適正な管理を推進するため、現金収納担当課の収納状況について、出納員等によるセルフチェックを実施した。それにより、担当者及び出納員の収納事務の意識統一を図るとともに、最新の事務取扱状況及びマニュアルにより、適正に事務を行っていることが確認できた。

また、現金取扱事務のある課所のうち、市民課、広瀬歴史記念館において現地調査を行い、公金の取扱事務の重要性の指導を行った。

4 指摘事項（回答は令和8年3月27日付け）

(1) 備品管理のデジタル化について

備品管理について、重点事務事業として取り組み、適正管理に努めているが、紙ベースでの管理となっていることから、デジタル化による全庁レベルでの業務効率の向上が望まれる。全課所室に係る備品管理業務について、事務処理の効率化と管理の更なる確実化の観点から、デジタル化による管理(備品台帳への登録、現物照合、廃棄等の一貫したシステムによる管理)へ改善、統一することを検討されたい。

<回答>

備品管理について、令和6年度から事務の効率化及びデータ化促進のため、汎用アプリケーション（エクセル）で備品管理システムを作成し各課に提供しておりますが、すでに独自のエクセルで管理している課もあり、利用は任意としているため、現在の利用率は26.7%程度となっております。

今後も引き続き、出納室が提供している備品管理システムの利用率を高めるよう全庁に周知してまいります。

事務の効率化及び適正な備品管理等のために備品管理システム導入の必要性があることは認識しておりますが、導入費用等を考えますと財務会計システム全体の更新時と合わせた導入が合理的な手法であると考えており、引き続き業務効率の向上が期待できるシステム導入の調査研究、先進事例調査等を進めてまいります。